

災害ボランティアコーディネーター養成講座助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊明市社会福祉協議会災害ボランティアコーディネーター養成講座（以下「養成講座」という。）を実施する団体に対して交付する助成金について、必要な事項を定めるものとする。

(助成金対象団体)

第2条 助成を受けることができる団体は、次の各号のすべてに該当する団体とする。（1）災害ボランティアコーディネーターの知識を有する者で構成する団体であること。

（2）市内において、災害訓練や防災に関する啓発活動等を行っている団体であること。

（3）養成講座開催要項に基づき企画、運営ができる団体であること。

(助成金交付額)

第3条 養成講座開催に要する経費について、100,000円を上限とし助成金を交付する。

ただし、以下の経費は対象外とする。

（1）スタッフによる会議、研修参加等に要する飲食費。

（2）車輛や器具等の購入費用の一部に充当するための経費。

（3）その他、助成することが適当でないと豊明市社会福祉協議会長（以下「本会会長」という。）が認める経費。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、（以下「申請者」という。）は、養成講座を開始する前に次に挙げる書類を本会会長に提出し

なければならない。

- (1) 災害ボランティアコーディネーター養成講座助成金申請書（様式第1号）
- (2) 団体の会則等
- (3) 団体の名簿
- (4) 災害ボランティアコーディネーター養成講座計画書
- (5) 災害ボランティアコーディネーター養成講座予算書

（助成金の交付決定及び通知）

第5条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めたときは、助成金の交付を決定し災害ボランティアコーディネーター養成講座助成金決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第6条 助成金の交付決定の通知を受けた申請者は、速やかに災害ボランティアコーディネーター養成講座助成金請求書（様式第3号）を会長に提出し、助成金を請求するものとする。

（助成金の報告）

第7条 申請者は、災害ボランティアコーディネーター養成講座助成金報告書（様式第4号）に次の書類を添付し、本会会長あてに講座修了後1カ月以内に提出しなければならない。

- (1) 災害ボランティアコーディネーター養成講座活動報告書
- (2) 災害ボランティアコーディネーター養成講座収支報告書

（助成金の返還）

第 8 条 養成講座完了後に残額が生じた場合には、その残額を返還するものとする。

また、次の各号のいずれかに該当した場合は、交付した助成金の全額もしくは一部を返還しなければならない。

(1) 虚偽の申請、その他不正により助成金を受けたことが判明したとき。

(2) 助成金を交付目的以外に使用したとき。

(3) その他、この要綱の規定に違反したとき。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が定める。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。